

公益社団法人 飯塚市シルバー人材センター 介護予防・日常生活支援総合事業における運営要綱

（事業の目的）

第1条 この運営要綱は公益社団法人飯塚市シルバー人材センター（以下「センター」という。）において実施する飯塚市介護予防・日常生活支援総合事（訪問型サービス）（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を行うため運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者の立場に立った適切な訪問型サービスを提供し、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

（運営方針）

第2条 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら

日常生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 実施にあたっては、利用者の所在する飯塚市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持または、向上をめざすものとする。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 公益社団法人 飯塚市シルバー人材センター

（2）所在地 福岡県飯塚市忠隈382番地9

（職種、員数及び業務内容）

第4条 センターにおける業務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、会員及び業務の管理を行うとともに、訪問型サービスの実施関し、センターの会員に対し遵守すべき事項について指導助言を行うこと

(2) サービス提供責任者 2名

- ・ 訪問型サービス個別計画の作成を行い、利用の申し込みに係る調整を行うこと。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等、地域包括支援センター等と連携を図ること。
- ・ 会員に対して、援助内容を示し利用者の状況についての情報を伝達するとともに業務の実施状況を把握すること。
- ・ 会員の能力、希望や体力を踏まえた上での業務管理、技術その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 会員

- ・ 個別サービス計画等に基づきサービスの提供を実施すること。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日・8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後17時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後16時00分までとする。

(訪問型サービス内容)

(1) 訪問型サービス A 1 及び A 2

(利用料等)

第6条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、「飯塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に基づく額とし、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 訪問型サービスの提供の開始に際しては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえで、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（事業の実施地域）

第6条 通常の事業実施地域は、飯塚市内（旧飯塚市内）とする。

（安全衛生管理等）

第7条 センターは、会員の安全と清潔の保持及び健康状態の管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 会員は、訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、飯塚市、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問型サービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第9条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、提供したサービスに関し、飯塚市から文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は飯塚市の職員からの質問及び照会に応じ、飯塚市が行う調査に協力するとともに、飯塚市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 センターは、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第10条 センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 センターが得た利用者又はその家族の個人情報については、センターでの訪問サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

3 センター、会員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。また、会員でなくなった後においても同様とする。

(利用料)

第11条 利用料金は、別表1のとおりとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第12条 センターは、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次にあげる事項を飯塚市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和5年1月改正

13条「虐待の防止のための措置に関する事項」について運営規程に定めておくものとする